

○次期障がい福祉計画等に係る障害福祉サービスの見込み量の考え方

障がい福祉計画・障がい児福祉計画では、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正」に基づき、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、成果目標及びそれを達成するための活動指標を設定することとなっています。また、障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みを定めることとされています。

サービスの見込み量については、国の指針の内容を基本としつつ、地域の実情を踏まえて、現在の利用実績等に関する分析や障がい者等のサービスの利用に関する意向等を勘案して算出します。

【見込み量の算出方法】

①実績ベースに基づく算出

障害福祉サービスの見込み量の算出にあたっては、令和3～7年度の5カ年の実績をベースに、増減率を踏まえ、次期計画（令和9～11年度）の見込み量を算出していきます。ただし、国の基本指針に基づき、市の当該サービスの利用者数の伸び率が全国の当該サービスの利用者数の伸び率を上回る場合は、全国の当該サービスの利用者数の伸び率に止めて、市の当該サービスの見込み量を算定します。

②政策的判断に基づく算出

国の基本指針が掲げる成果目標や各自治体におけるサービスの提供体制、アンケート調査等から分かる独自の傾向等から、特別に考慮する事情があると考えられるサービスについては、①で算出された見込み量を基本としつつ、事情を踏まえて見込み量を算出する。

○施設整備の方針について

本市の施設整備の方針については、国や県の整備の方針と同様に重症心身障害者・強度行動障害者等を受け入れる施設の整備を優先としつつ、また、今後、不足するサービス事業所を補うため、既存の施設を有効に活用できるよう、共生型サービス事業所（介護保険事業所における障がい者の受け入れ）や多機能型事業所（放課後等デイサービス・日中一時支援事業や就労系サービス・生活介護等の2つ以上のサービスを提供する事業所）を推進していきます。